ダルニー奨学金申込書

ご記入日 年 月 日

Fax: 02-940-5266 (月~金 08.30~17.00)

Email: public@edfthai.org

- Hex 11: 1 1	
お名前 (漢字)	すべに登録番号をお持ちの方はご記入ください 登録番号
お名前(ローマ字)	携帯電話番号
団体・グループ等の名称を使う場合のみご記入下さい。 奨学金名義	(最大32文字のローマ字又は日本文字50字以内)
ロタイのご住所	Tel: Fax:
ロタイのご勤務先	Tel:
□日本のご住所	Fax: Tel:
E-mail	Fax:
C-IIIdii	
*報告書の希望送付先に印をお付けください (1 箇所のみ)。 *タイのご住所で返送された場合や帰国された場合、日本のご住所に報告書等を送付致し	タイ滞在のご予定 あと年ヶ月位 _{ます。}
奨学金支援のご希望タイプ記入欄	送金方法記入欄
ご希望のタイプの欄にご支援いただく奨学生数、及び合計金額 をご記入下さい。	ご希望の送金方法を選び、必要事項をご記入下さい。
〇 中学支援:3 年分一括 一人の子どもの3年間分の奨学金を全額一括してご寄付いただく方 法です。	□ 1.小切手(Personal Check または Cashier's Check)
6,000 バーツ x人分=バーツ	□ 2.Donation Point
○ 中学支援:1年分のみ 一人の子どもへの1回限り1年間分のみの奨学金。	(東京堂書店、フジスーパー、クラブタイランドカフェ) ⇒カウンターにて申込書と共に現金をお渡し下さい。申込み時の仮領収書は保 <u>管しておいて下さい</u> 。後日、正規領収書を送付致します。
2,000 バーツ x人分=バーツ	□ 3.クレジットカード
〇 高校/専門学校支援:3年分一括 一人の子どもの3年間分の奨学金を全額一括してご寄付いただく方法	□ VISA □ MASTER □ JCB カード番号
です。 15,000 バーツ x人分=バーツ	(表の全16 桁)
 ○ 高校/専門学校:1年分のみ	署名(手書き):
-人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。 5,000 バーツ x人分=バーツ	有効期限:
○ 障がい児支援:1 年分のみ 一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。	⇔この申込書を EDF 宛てに送付下さい。又は、スキャンして、下記のメールア ドレスまでご送信下さい。FAX も可能です。
5,000 バーツ x人分=バーツ	□ 4.タイ銀行振込 入金日 □座名:The Education for Development Foundation (タイ語では
〇 タイ深南部の孤児支援:1年分のみ	มูลนิธิกองทุนการศึกษาเพื่อการพัฒนา)
一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。 5,000 バーツ x人分=バーツ	□ Siam Commercial Bank 支店: Ngam Wong Wan □座番号: 319-2-77744-8 □ Bangkok Bank
〇 任意の奨学金寄付で EDF に一任バーツ	支店:Bang Khen 口座番号:161-456698-0 □ Kasikorn Bank
O EDF タイ事務所への寄付バーツ	支店:Bang Khen 口座番号:070-2-45369-0 □ TMB Bank
合計:バーツ	支店: Kasetsart University 口座番号: 069-2-41110-1 □ Krungthai Bank
男女の希望がある場合のみご記入下さい。 □ 男子人 □ 女子人	支店: Phaholyothin39 口座番号: 980-7-59891-5 ⇒銀行からもらう振込依頼書写しにお名前と電話番号をご記入の上、申込書と 共に EDF 宛てに送付下さい。 FAX か E メールでも可能です。
申し込み用紙の送付先	
The Education for Development Foundation(EDF) 50 KUA Building 3 rd Fl., Phaholyothin Rd., Chatuchak, Bangkok, 10900 Thailand Tel: 02-942-8538(日本語ライン), 02-579-9209-11 Fax: 02-940-5266(月金 08 30-17 00)	タイにおける税制優遇措置 EDF は 1991 年に内務省から 4794 号の財団として認可され、さらに 1994 年には財務省から 255 号の税制優遇措置団体に認可されました。EDF への寄付の領収書は保険や扶養家族控除などと同様に所得金額から控除され、この分は所得税が課税されません。なお、寄付による控除額の上限は、所得金額から保険や扶養家族などを控除した後の

額の10%です。